

学校関係者に新型コロナウイルス感染が判明した場合の対応について

令和2年8月4日時点
丹波市教育委員会

1. 基本的な考え方

学校関係者の感染が判明した場合及び濃厚接触者と特定された場合には、丹波市健康福祉部及び丹波健康福祉事務所の指導のもと、3以下の対応を行う

2. 学校関係者の定義

学校関係者とは小中学校の児童生徒及び教職員をいう

3. 学校関係者に感染が確認された場合の対応

(1) 児童生徒に感染が確認された場合

当該児童生徒を、学校保健安全法第19条に基づく出席停止とする

出席停止の期間は、治癒するまで（医療機関ないし健康福祉事務所の判断に基づく）とする

濃厚接触者の特定及び校内消毒のため、1週間程度の臨時休業を行う

臨時休業の範囲（学級・学年・学校）は、学校医や健康福祉事務所と協議する

(2) 教職員に感染が確認された場合

当該教職員を出勤停止とする

出勤停止の期間は、治癒するまで（医療機関ないし健康福祉事務所の判断に基づく）とする

濃厚接触者の特定及び校内消毒のため、1週間程度の臨時休業を行う

臨時休業の範囲（学級・学年・学校）は、学校医や健康福祉事務所と協議する

4. 学校関係者が濃厚接触者と判断（特定）された場合の対応

(1) 児童生徒が濃厚接触者と判断された場合

当該児童生徒を出席停止とする

濃厚接触者の登校状況等により臨時休業を行う場合もある

臨時休業を行う場合の範囲（学級・学年・学校）は、学校医や健康福祉事務所と協議する

(2) 教職員が濃厚接触者と判断された場合

当該教職員を出勤停止とする

濃厚接触者の出勤状況等により臨時休業を行う場合もある

臨時休業を行う場合の範囲（学級・学年・学校）は、学校医や健康福祉事務所と協議する

(3) 出席停止等の期間

出席停止の期間は、感染者と最後に濃厚接触をした日から2週間とする

臨時休業の期間は、「3. 学校関係者に感染が確認された場合の対応」に準じる

5. 臨時休業中等の対応

- (1) 専門業者による校内の消毒
- (2) 電話連絡等による児童生徒の健康観察
- (3) 関係部署（子育て支援課等）との連絡調整

6. 市内感染者が学校関係者でない場合

臨時休業等の措置はとらない

7. 感染確認等の連絡の徹底

- (1) 健康福祉事務所等での発表では学校関係者であることが特定できないため、児童生徒又は教職員から、感染もしくは濃厚接触者と確認された場合は、速やかに学校に連絡いただくようにする
- (2) 上記(1)の疑いや、症状に不安がある場合は、丹波健康福祉事務所（電話 0795-73-3765）又は、新型コロナ健康相談コールセンター（電話 078-362-9980）への相談を促す